

平成 22 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社 タイセイ  
代表者名 取締役社長 佐藤 成一  
(コード番号 3359 福証 Q-Board)  
問合せ先 常務取締役 江藤 衆児  
(TEL0972 - 85 - 0117)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 11 月 18 日開催の取締役会において、会社法 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下の要領により当社従業員並びに当社子会社の役員及び従業員に対し、特に有利な条件をもって発行するストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき承認を求める議案を、平成 22 年 12 月 18 日開催予定の当社第 12 期定時株主総会に付議することを、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社従業員並びに子会社の取締役及び従業員のうち取締役会が認めた者に対して、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものです。

2. スtock・オプションとしての新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当て対象者

当社従業員並びに子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 500 株を上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

500 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は 1 株

とする。ただし、前記（２）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

（４）新株予約権と引換えに払込む金銭の額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

（５）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使時に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に前記（３）に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）の福岡証券取引所における当社普通株式の終値（以下「終値」という）の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

ただし、当該価額が新株予約権割当後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時を持って、次の算式による行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、新株予約権割当日後、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社発行株式数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

（６）新株予約権の権利行使期間

新株予約権割当日から 2 年間を経過した日より 8 年とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。以下同じ。）は、権利行使時に、当社従業員並びに子会社の取締役又は従業員であることを要す。ただし、当社従業員並びに子会社の取締役又は従業員を任期满了により退任した場合、定年退職その他の正当な理由（転籍、会社都合による退職もしくは辞任を含む）がある場合、もしくはその他当社取締役会が認める正当な理由がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。

②その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

①当社が合併により消滅会社となる場合、会社分割により分割会社となる場合または株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる場合において、当該新株予約権に対し、存続会社、新設会社、承継会社または完全親会社の新株予約権の交付がなされないときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が、新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により、株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を基に算定する。

(12) その他

その他上記の新株予約権の詳細な発行及び割当の内容については、株主総会承認後に開催される当社取締役会の決議をもって決定する。

(注) 上記の内容については、平成22年12月18日開催予定の当社株主総会において、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。